

令和 8 年
第 1 回定例会

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会会議録

令和 8 年 2 月 2 6 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会会議録 目次

期日	1
場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
議事日程	2
追加議事日程	3
開会・開議	4
会議録署名議員指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果報告	4
挨拶（高際みゆき副管理者）	4
日程第 1 会期の決定について	5
日程第 2 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	5
日程第 3 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
日程第 4 議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	6
提案理由説明（近藤尚行総務部長）	6
委員会付託	7
日程第 5 議案第8号 和解について	7
提案理由説明（近藤尚行総務部長）	7
委員会付託	7
日程第 6 議案第1号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第4号）	7
提案理由説明（近藤尚行総務部長）	8
委員会付託	8
日程第 7 議案第7号 財産（土地及び建物）の取得について	8
提案理由説明（近藤尚行総務部長）	8

委員会付託	9
日程第 8 議案第 2 号 令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計 予算	9
日程第 9 議案第 3 号 令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担 金について	9
提案理由説明（近藤尚行総務部長）	9
委員会付託	10
日程第 10 議員の派遣について	11
会議時間の延長	11
休憩	11
再開	11
諸般の報告	11
追加日程第 1 議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の 給料等に関する条例の一部を改正する条例	12
追加日程第 2 議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関 する条例の一部を改正する条例	12
追加日程第 3 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関 する条例の一部を改正する条例	12
追加日程第 4 議案第 8 号 和解について	12
総務・事業委員長の報告（島村高彦委員長）	12
採決	12
追加日程第 5 議案第 1 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般 会計補正予算（第 4 号）	13
追加日程第 6 議案第 7 号 財産（土地及び建物）の取得について	13
財務委員長の報告（佐藤 篤委員長）	13
採決	14
追加日程第 7 議案第 2 号 令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般 会計予算	14
追加日程第 8 議案第 3 号 令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費 分担金について	14
採決	14
追加日程第 9 議員提出議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合議会の	

	議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する 条例	15
採決		15
会期中の閉会		15
挨拶（高際みゆき副管理者）		16
閉会		16

令和8年第1回

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

- 1 期 日 令和8年2月26日(木)
- 2 場 所 東京区政会館 202・203会議室
- 3 出席議員(16名)
 - 3番 港区 土屋 準
 - 4番 新宿区 渡辺 清人
 - 5番 文京区 市村やすとし
 - 6番 台東区 石川 義弘
 - 9番 品川区 渡辺ゆういち
 - 10番 目黒区 鈴木まさし
 - 11番 大田区 鈴木 隆之
 - 13番 渋谷区 一柳 直宏
 - 14番 中野区 森たかゆき
 - 15番 杉並区 木梨もりよし
 - 16番 豊島区 島村 高彦
 - 18番 練馬区 上野ひろみ
 - 19番 墨田区 佐藤 篤
 - 20番 江東区 釧先美彦
 - 21番 足立区 ただ 太郎
 - 23番 江戸川区 島村 和成

- 4 欠席議員(7名)
 - 1番 千代田区 秋谷こうき
 - 2番 中央区 原田 賢一
 - 7番 北区 青木 博子
 - 8番 荒川区 斎藤 泰紀
 - 12番 世田谷区 石川ナオミ
 - 17番 板橋区 田中しゅんすけ
 - 22番 葛飾区 梅沢とよかず

- 5 出席説明員
 - 副管理者 高際みゆき
 - 副管理者 高垣 克好

監査委員	橋本正彦
総務部長	近藤尚行
調整担当部長	古舘陽
企画担当部長企画室長事務取扱	武藏野博信
清掃事業国際協力室長	森田昌志
処理技術担当部長	宮崎勇一郎
建設部長	阿閉聡
計画推進担当部長	新井進
総務課長	和田敏道
清掃事業国際協力課長	三羽憲和
管理課長	鈴木和歌
計画推進課長	山本泰弘

6 出席議会事務局職員

事務局長	市川保夫
事務局次長	秋山兵吾
書記	木内昌彦
同	保木本正憲

7 議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 8 号 和解について
- 日程第 6 議案第 1 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 7 号 財産（土地及び建物）の取得について
- 日程第 8 議案第 2 号 令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 日程第 9 議案第 3 号 令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担

金について

日程第 10 議員の派遣について

8 追加議事日程

- | | | | |
|-------|---|-------------|---|
| 追加日程第 | 1 | 議案第 4 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 2 | 議案第 5 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 3 | 議案第 6 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 4 | 議案第 8 号 | 和解について |
| 追加日程第 | 5 | 議案第 1 号 | 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 4 号） |
| 追加日程第 | 6 | 議案第 7 号 | 財産（土地及び建物）の取得について |
| 追加日程第 | 7 | 議案第 2 号 | 令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算 |
| 追加日程第 | 8 | 議案第 3 号 | 令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について |
| 追加日程第 | 9 | 議員提出議案第 1 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例 |

開 会（午後 2 時 1 5 分）

○上野ひろみ議長 それではただいまから、令和 8 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 1 1 2 条の規定に基づき、3 番、土屋準議員、4 番、渡辺清人議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、諸般の報告について、事務局長より報告いたします。

○市川保夫事務局長 御報告申し上げます。

- 1 令和 8 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 説明員の出席について

以上 3 件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読を省略いたします。

○上野ひろみ議長 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、事務局長より報告いたします。

○市川保夫事務局長 御報告申し上げます。お手元に、令和 7 年 1 1 月分及び 1 2 月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしておりますので、配付をもって報告といたします。

○上野ひろみ議長 ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

高際副管理者。

○高際みゆき副管理者 副管理者の高際でございます。

本来であれば、吉住管理者から御挨拶を申し上げるところですが、他の公務のため、本日は欠席をいたしております。このため、私から令和 8 年第 1 回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

議長の皆様方におかれましては、各区議会定例会の会期中であるなど、大変に御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、当組合の運営につきまして、日頃から御理解と御協力に厚く御礼を申し上げ

ます。

さて、本日の定例会に提出いたします議案は、予算案件3件、条例案件3件、財産の取得案件1件、和解案件1件でございます。

令和8年度一般会計予算案は、厳しい財政状況に対応するため、財政健全化への共通認識の下、歳出削減と歳入確保の徹底を図り、当組合の経営理念であります「区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場等の効率的運営」を持続的なものとするを基本に編成をしたものでございます。予算特別委員会では、予算面から清掃一組の事業を御審議いただく貴重な機会であると考えております。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○上野ひろみ議長 副管理者の挨拶が終わりました。

これより日程に入ります。

日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 1 会期の決定について

○上野ひろみ議長 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定に基づき、本日2月26日から3月4日までの7日間といたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から3月4日までの7日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第2から日程第4までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 2 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例

日程第 4 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の
一部を改正する条例

○上野ひろみ議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○近藤尚行総務部長 議案第 4 号から第 6 号までの 3 議案につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

議案等のフォルダをお開きください。

令和 8 年度第 1 回定例会議案でございます。PDF 番号 7 1 分の 9 ページ、資料下部に記載のページ番号ですと 5 ページになります。

初めに、議案第 4 号、東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

次ページの提案理由を御覧ください。

関係特別区が組織する他の一部事務組合の常勤副管理者の給料等との均衡を図るため、給料月額及び期末手当の支給割合を改定するものでございます。

また、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目も改定するものでございます。

次に、資料下部の 9 ページを御覧ください。

議案第 5 号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

少し飛びますが、PDF 番号 4 3 ページ、資料下部に記載のページ番号ですと 3 9 ページを御覧ください。

提案理由ですが、令和 7 年特別区人事委員会勧告を踏まえ、2 3 区と同様に、職員に係る給与等を改定するものでございます。

次に、資料下部の 4 1 ページを御覧ください。

議案第 6 号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

少し飛びますが、PDF 番号 6 3 ページ、資料下部に記載のページ番号ですと 5 9 ページを御覧ください。

提案理由ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅

費の種目及び支給額等を改定するものでございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○上野ひろみ議長 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第5を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 5 議案第8号 和解について

○上野ひろみ議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○近藤尚行総務部長 議案第8号、和解についてにつきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

PDF番号71分の69ページ、資料下部に記載のページ番号ですと65ページでございます。

本案は、次ページの事案の概要にございますとおり、東京電力ホールディングス株式会社の福島第一原子力発電所の事故に起因して、当組合が令和5年度中に実施した放射能対策経費について、東京電力と合意するもので、内訳を67ページにお示ししておりますが、賠償金の額は1,339万6,020円でございます。

本内容により相手方と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○上野ひろみ議長 提案理由の説明は終わりました。

本案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第6を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 6 議案第1号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第4号）

○上野ひろみ議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○近藤尚行総務部長 議案第1号、令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

一度お戻りいただき、別添の補正予算書（第4号）を御覧ください。PDF番号61分の7ページ、資料下部に記載のページ番号ですと3ページになります。

初めに、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ21億5,630万5,000円を増額し、補正後の予算額を1,073億7,400万円と定め、その款、項の区分ごとの金額について、次の4ページ・5ページにあります第1表、歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

次に、資料下部の6ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表、繰越明許費のとおり定めるものでございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上野ひろみ議長 提案理由の説明は終わりました。

本案については、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第7を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 7 議案第7号 財産（土地及び建物）の取得について

○上野ひろみ議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○近藤尚行総務部長 議案第7号、財産（土地及び建物）の取得について、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

一度お戻りいただき、令和8年度第1回定例会議案を御覧ください。P

D F 番号 7 1 分の 6 5 ページ、資料下部に記載のページ番号ですと 6 1 ページとなります。

本件は、個人情報に記載されておりますので、データについては、該当箇所を黒塗りしております。

なお、お手元の紙の議案には取得の相手方を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

本案は、次ページの提案理由にありますとおり、都市計画に基づき、渋谷清掃工場建設事業用地における緩衝緑地及び資材置場として、財産を取得するものであり、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、提案するものでございます。

取得金額は、1 億 8, 4 3 5 万 6, 6 2 4 円。

取得の方法は、随意契約でございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上野ひろみ議長 提案理由の説明は終わりました。

本案については、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第 8 及び日程第 9 を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 8 議案第 2 号 令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

日程第 9 議案第 3 号 令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

○上野ひろみ議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○近藤尚行総務部長 議案第 2 号及び第 3 号につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第 2 号、令和 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算でございます。

一度お戻りいただき、別添の一般会計予算書を御覧ください。PDF 番号 1 2 0 分の 7 ページ、資料下部に記載のページ番号ですと 3 ページにな

ります。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,203億700万円と定め、その款、項の区分ごとの金額について、次の4ページ・5ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおり定めるものでございます。

次に、資料下部の6ページ・7ページを御覧ください。

債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、第2表、債務負担行為のとおり定めるものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

組合債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、第3表、組合債のとおり定めるものでございます。

恐れ入ります。資料下部の3ページにお戻りください。

最後の項目、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による、借入れの最高額を100億円と定めるものでございます。

次に、議案第3号、令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金についてでございます。

予算書のPDF番号120分の21ページ、資料下部に記載のページ番号ですと17ページを御覧ください。

当組合同約第16条の規定に基づき提案するもので、分担金総額を560億円と定めるものでございます。

なお、令和8年度第1回定例会議案には、本案に係る各区の分担金額を、PDF番号71分の5ページ、資料下部に記載のページ番号ですと1ページに、納付額及び納付方法を2ページに、各月分の納付額、清算及び提案理由を3ページに記載しておりますので、後ほど御確認ください。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上野ひろみ議長 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、委員会条例第2条の2の規定により、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することとしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、これらの案は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、日程第10を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 10 議員の派遣について

○上野ひろみ議長 お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第113条の規定に基づき、掲載の文書のとおり、焼却灰の資源化施設調査に議員を派遣することといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時31分）

再 開（午後3時24分）

○上野ひろみ議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、総務・事業委員長、財務委員長及び予算特別委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。

審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって御報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第4号ほか8件

を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認め、議案第4号ほか8件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1から追加日程第4までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

-
- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 追加日程第 | 1 | 議案第4号 | 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 2 | 議案第5号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 3 | 議案第6号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 | 4 | 議案第8号 | 和解について |
-

○上野ひろみ議長 これらの案につきまして、総務・事業委員会の報告をお願いいたします。

島村総務・事業委員長。

○島村高彦総務・事業委員長 総務・事業委員会に付託されました議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第8号の4議案につきまして、審査経過及び結果の御報告を申し上げます。

委員会では理事者より、議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。

審査に当たっては、特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第8号の4議案につきましては、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務・事業委員会の報告を終わります。

○上野ひろみ議長 ただいまの報告に対し、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第5及び追加日程第6を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 5 議案第1号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補
正予算（第4号）

追加日程第 6 議案第7号 財産（土地及び建物）の取得について

○上野ひろみ議長 これらの案につきまして、財務委員会の報告をお願いいたします。

佐藤財務委員長。

○佐藤 篤財務委員長 財務委員会に付託されました議案第1号及び議案第7号の2

議案につきまして、審査経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会では理事者より、議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。

審査に当たりましては、特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第1号及び議案第7号の2議案につきまして、全員賛成により、原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、財務委員会の報告を終わります。

○上野ひろみ議長 ただいまの報告に対し、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

財務委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第7及び追加日程第8を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 7 議案第2号 令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

追加日程第 8 議案第3号 令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

○上野ひろみ議長 これらの案につきましては、全議員で構成する予算特別委員会で審査しておりますので、委員長の報告は省略いたします。

これより採決いたします。

予算特別委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

初めに、議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第9を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 9 議員提出議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例の一部を改正する条例

○上野ひろみ議長 本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号については、提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

す。

高際副管理者。

○高際みゆき副管理者 第1回定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案につきまして、慎重な御審議をいただき、いずれも原案どおり議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日の議決に基づき、また、質疑を通じての貴重な御意見をしっかり受け止め、事業執行に取り組んでまいります。

今後とも、何とぞよろしく御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○上野ひろみ議長 副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議定会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉 会（午後3時31分）

会議録署名議員

議長 上野ひろみ

議員 土屋 準

議員 渡辺 清人

資 料

令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

議 事 日 程

令和8年2月26日(木) 午後2時15分 開議

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 4 議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 5 議案第8号 和解について
- 日程第 6 議案第1号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算
(第4号)
- 日程第 7 議案第7号 財産(土地及び建物)の取得について
- 日程第 8 議案第2号 令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 日程第 9 議案第3号 令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
- 日程第10 議員の派遣について



7 清総総第2041号

令和8年2月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 上野ひろみ様

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉住 健一

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について(通知)

本日、別紙写しのとおり令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を招集する告示をしたので通知します。

写

東京二十三区清掃一部事務組合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月18日

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 吉住 健一

1 期日

令和8年2月26日（木）

2 場所

東京区政会館 20階 202・203会議室

写

7清総第2058号
令和8年2月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 上野 ひろみ殿

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 吉住 健一

議案の送付について

令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会に提出する議案を、下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第4号）
- 議案第2号 令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 議案第3号 令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
- 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 財産（土地及び建物）の取得について
- 議案第8号 和解について



7 清総総第 2 1 4 5 号
令和 8 年 2 月 1 8 日

東京二十三区清掃一部事務組會議会
議長 上野 ひろみ 様

東京二十三区清掃一部事務組
管理者 吉住 健一

説明員の出席について（通知）

令和 8 年 2 月 1 8 日付け 7 清議第 4 7 1 号により要求のあった、令和 8 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組會議会定例会における執行機関の出席者を下記のとおり通知します。

記

（出席者職・氏名）

副 管 理 者	高 際 みゆき
副 管 理 者	高 垣 克 好
監 査 委 員	橋 本 正 彦
総 務 部 長	近 藤 尚 行
調 整 担 当 部 長	古 舘 陽
企 画 担 当 部 長 企 画 室 長 事 務 取 扱	武 藏 野 博 信
清 掃 事 業 国 際 協 力 室 長	森 田 昌 志
施 設 管 理 部 長	中 尾 正 巳

処 理 技 術 担 当 部 長	宮 崎 勇 一 郎
建 設 部 長	阿 閉 聡
計 画 推 進 担 当 部 長	新 井 進
総 務 課 長	和 田 敏 道
清 掃 事 業 国 際 協 力 課 長	三 羽 憲 和
管 理 課 長	鈴 木 和 歌
計 画 推 進 課 長	山 本 泰 弘



7 清 監 第 4 2 7 号
令和 7 年 1 2 月 2 4 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議 長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 橋本 正彦
監査委員 清家 愛
監査委員 ただ 太郎

令和 7 年 1 1 月 末 現 在 に お け る 例 月 出 納 検 査 の 結 果 報 告 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 の規定により検査を実施したので、
同条第 3 項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

1 検査実施日
令和 7 年 1 2 月 1 8 日(木)

2 検査の結果
今回は令和 7 年 1 1 月 末 時 点 に お け る 例 月 出 納 検 査 を 実 施 し た。
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、
いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

- ・歳入歳出現計表 別表 1
- ・現金保管状況調書 別表 2
- ・歳入調書 別表 3
- ・歳出調書 別表 4

別表 1 歳入歳出現計表

一 般 会 計	収入済額		支出済額		現金現在高	対予算額			
	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計	上段 一時借入金 下段 繰越金	収入率 (%)		対予算		対認定	
						本年度	前年度	本年度	前年度
105,024,623,000	3,691,769,817 50,382,933,489	5,150,280,649 40,452,163,884	0 0	9,930,769,605	48.0	52.9	38.5	38.2	
歳入歳出予算外経理に属する現金					2,920,587,566				
基金繰替運用					0				
合 計 額					12,851,357,171				

別表 2 現金保管状況調書

区 分	令和7年11月末現在 (単位:円)	
	金 額	区 分 金 額
普通預金	10,101,357,171	当座預金 0
定期預金	2,750,000,000	現金 0
通知預金	0	その他 0
譲渡性預金	0	合 計 12,851,357,171

別表 3 歳入調書

一 般 会 計	収入済額		上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	収入率 (%)			
	上段 予算額 下段 調定額	上段 本月分 下段 累計			対予算		対認定	
					本年度	前年度	本年度	前年度
分担金及び負担金	52,000,000,000 38,999,889,000	1,591,262,000 31,924,509,000	0 0	7,075,380,000	61.4	66.7	81.9	88.9
使用料及び手数料	15,076,109,000 9,916,075,656	1,194,661,783 8,835,784,176	0 0	1,080,291,480	58.6	58.7	89.1	89.3
国庫支出金	8,165,656,000 0	0 0	0 0	0	0.0	0.0	-	-
財産収入	186,872,000 163,269,955	1,433,875 163,114,360	0 0	155,595	87.3	83.0	99.9	99.1
寄附金	3,755,000 3,576,000	0 3,576,000	0 0	0	95.2	106.7	100.0	100.0
繰入金	8,755,123,000 0	0 0	0 0	0	0.0	0.0	-	-
繰越金	331,900,000 2,905,953,923	0 2,905,953,923	0 0	0	875.6	973.8	100.0	100.0
諸収入	11,179,208,000 7,416,565,884	904,412,159 6,549,996,030	0 1,223,207	865,346,647	58.6	53.9	88.3	86.8
組合債	9,326,000,000 0	0 0	0 0	0	0.0	0.0	-	-
合 計	105,024,623,000 59,405,330,418	3,691,769,817 50,382,933,489	0 1,223,207	9,021,173,722	48.0	52.9	84.8	89.7

別表 4 歳出調書

一 般 会 計	予算現額		支出済額		予算残額	支出率 (%)	
	上段 予算額 下段 予備費充用	予算現額	上段 本月分 下段 累計	支出済額		対予算	
						本年度	前年度
議会費	15,580,000 0	15,580,000	136,168 3,341,226	12,238,774	21.4	32.0	
総務費	1,526,722,000 0	1,526,722,000	42,845,842 704,938,743	821,783,257	46.2	49.9	
清掃費	83,104,963,000 0	83,104,963,000	4,500,900,754 30,062,510,888	53,042,452,112	36.2	34.9	
職員費	11,169,956,000 0	11,169,956,000	606,397,885 6,572,545,884	4,597,410,116	58.8	56.3	
公債費	6,427,312,000 0	6,427,312,000	0 3,108,827,143	3,318,484,857	48.4	49.2	
諸支出金	2,480,090,000 0	2,480,090,000	0 0	2,480,090,000	0.0	0.0	
予備費	300,000,000 0	300,000,000	0 0	300,000,000	0.0	0.0	
合 計	105,024,623,000 0	105,024,623,000	5,150,280,649 40,452,163,884	64,572,459,116	38.5	38.2	



7 清 監 第 4 6 6 号
令和 8 年 1 月 2 3 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議 長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 橋本 正彦
監査委員 清家 愛
監査委員 ただ 太郎

令和 7 年 1 2 月 末 現 在 に お け る 例 月 出 納 検 査 の 結 果 報 告 に つ い て

このことについて、地方自治法第235条の2の規定により検査を実施したので、
同条第3項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

1 検査実施日
令和 8 年 1 月 2 0 日 (火)

2 検査の結果
今回は令和 7 年 1 2 月 末 時 点 に お け る 例 月 出 納 検 査 を 実 施 し た。
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、
いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

- ・歳入歳出現計表 別表 1
- ・現金保管状況調書 別表 2
- ・歳入調書 別表 3
- ・歳出調書 別表 4

別表 1 歳入歳出現計表

一 般 会 計	収入済額		支出済額		上段 一時借入金 下段 繰越金	現金現在高	対予算額			
	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計			収入率 (%)		支出率 (%)	
							本年度	前年度	本年度	前年度
歳入歳出予算額	9,417,754,640	8,380,166,057	0	0	0	10,968,358,188	56.8	57.9	46.4	44.5
105,249,595,000	59,800,688,129	48,832,329,941	0	0	0	2,962,543,363				
歳入歳出予算外経理に属する現金						0				
基金繰替運用						0				
合 計 額						13,930,901,551				

別表 2 現金保管状況調書

区 分	令和7年12月末現在 (単位:円)	
	金 額	区 分 金 額
普通預金	11,180,901,551	当座預金 0
定期預金	2,750,000,000	現金 0
通知預金	0	その他 0
譲渡性預金	0	合 計 13,930,901,551

別表 3 歳入調書

一 般 会 計	収入済額		上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	収入率 (%)			
	上段 予算額 下段 調定額	上段 本月分 下段 累計			対予算		対調定	
					本年度	前年度	本年度	前年度
分担金及び負担金	52,000,000,000	7,075,380,000	0	4,333,321,000	75.0	75.0	90.0	90.0
15,076,109,000	1,441,219,032	0	0	810,996,046	68.2	67.0	92.7	90.9
11,087,999,254	10,277,003,208	0	0	0	0.0	0.0	-	-
8,165,656,000	0	0	0	0	0.0	0.0	-	-
0	186,872,000	262,152	0	41,599,681	87.4	83.8	79.7	84.9
186,872,000	204,976,193	163,376,512	0	0	0.0	0.0	-	0.0
3,755,000	0	0	0	0	0.0	0.0	-	0.0
3,576,000	3,576,000	0	0	0	95.2	106.7	100.0	100.0
8,980,095,000	0	0	0	0	0.0	0.0	-	0.0
0	331,900,000	0	0	0	0.0	0.0	-	0.0
2,905,953,923	2,905,953,923	0	0	0	875.6	175.0	100.0	100.0
11,179,208,000	900,893,456	0	0	795,595,946	66.6	62.5	90.4	91.1
8,247,708,639	7,450,889,486	1,223,207	0	0	0.0	0.0	-	-
9,326,000,000	0	0	0	0	0.0	0.0	-	-
0	0	0	0	0	0.0	0.0	-	-
105,249,595,000	9,417,754,640	0	0	5,981,512,673	56.8	57.9	90.9	86.1
65,783,424,009	59,800,688,129	1,223,207	0	0				

別表 4 歳出調書

一 般 会 計	予算現額		支出済額		予算残額	支出率 (%)	
	上段 予算額 下段 予備費充用	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計		本年度	
						本年度	前年度
議 会 費	15,580,000	0	15,580,000	5,567,957	6,670,817	57.2	39.0
0	0	0	8,909,183	100,914,334	0	0.0	0.0
1,526,722,000	0	1,526,722,000	805,853,077	720,868,923	52.8	56.4	
83,329,935,000	0	83,329,935,000	6,051,907,146	47,215,516,966	43.3	41.2	
0	83,329,935,000	36,114,418,034	2,221,776,620	0	0.0	0.0	
11,169,956,000	0	11,169,956,000	8,794,322,504	2,375,633,496	78.7	74.7	
0	0	0	0	0	0.0	0.0	
6,427,312,000	0	6,427,312,000	3,108,827,143	3,318,484,857	48.4	49.2	
0	6,427,312,000	0	0	0	0.0	0.0	
2,480,090,000	0	2,480,090,000	0	2,480,090,000	0.0	0.0	
0	2,480,090,000	0	0	0	0.0	0.0	
300,000,000	0	300,000,000	0	300,000,000	0.0	0.0	
0	300,000,000	0	0	0	0.0	0.0	
105,249,595,000	0	105,249,595,000	8,380,166,057	56,417,265,059	46.4	44.5	
0	0	0	48,832,329,941	0			

令和8年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

追加議事日程(第1号)

令和8年2月26日(木) 午後2時15分 開議

追加日程第1	議案第4号	東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第2	議案第5号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第3	議案第6号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第4	議案第8号	和解について
追加日程第5	議案第1号	令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第4号)
追加日程第6	議案第7号	財産(土地及び建物)の取得について
追加日程第7	議案第2号	令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
追加日程第8	議案第3号	令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について
追加日程第9	議員提出議案第1号	東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議員の派遣について

地方自治法第百条第十三項及び東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則第百十三条の規定により左記のとおり議員を派遣する。

記

一 焼却灰の資源化施設調査

- (一) 焼却灰の資源化施設調査研究のため
- (二) 派遣場所 中部リサイクル株式会社
- (三) 派遣期間 令和八年四月二十四日
- (四) 派遣議員 全議員

※ その他、変更等の必要が生じた場合は、議長に一任する。

写

令和8年2月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 上野ひろみ様

総務・事業委員長
島村高彦

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第4号	東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第5号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第8号	和解について	原案可決

写

令和8年2月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 上野ひろみ様

財務委員長
佐藤篤

財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第1号	令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第7号	財産(土地及び建物)の取得について	原案可決



令和8年2月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 上野ひろみ様

予算特別委員長
佐藤篤

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第2号	令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算	原案可決
議案第3号	令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について	原案可決

議

案

議案第1号

令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第4号）

令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,156,305千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,374,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和8年2月26日提出

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉住 健一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		15,076,109	△655,859	14,420,250
	1 使用料	10,377	△9	10,368
	2 手数料	15,065,732	△655,850	14,409,882
3 国庫支出金		8,165,656	△38,821	8,126,835
	1 国庫補助金	8,164,272	△38,761	8,125,511
	2 国庫委託金	1,384	△60	1,324
4 財産収入		186,872	207,932	394,804
	1 財産運用収入	164,399	219,935	384,334
	2 財産売払収入	22,473	△12,003	10,470
5 寄附金		3,755	△179	3,576
	1 寄附金	3,755	△179	3,576
7 繰越金		300,000	2,574,053	2,874,053
	1 繰越金	300,000	2,574,053	2,874,053
8 諸収入		11,179,208	69,179	11,248,387
	1 延滞金、加算金及び過料	896	△295	601
	2 預金利子	10,619	18,044	28,663
	3 有価物売払収入	426,432	△105,812	320,620
	4 受託事業収入	33,600	216,585	250,185
	5 雑入	10,707,661	△59,343	10,648,318
歳入合計		105,217,695	2,156,305	107,374,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		15,580	△1,737	13,843
	1 議 会 費	15,580	△1,737	13,843
2 総 務 費		1,526,722	△96,178	1,430,544
	1 総 務 管 理 費	1,521,937	△95,239	1,426,698
	2 監 査 委 員 費	4,785	△939	3,846
3 清 掃 費		83,298,035	△1,639,709	81,658,326
	1 清 掃 費	55,789,426	△1,437,686	54,351,740
	2 施 設 整 備 費	27,508,609	△202,023	27,306,586
4 職 員 費		11,169,956	0	11,169,956
	1 職 員 費	11,169,956	0	11,169,956
5 公 債 費		6,427,312	△124,076	6,303,236
	1 公 債 費	6,427,312	△124,076	6,303,236
6 諸 支 出 金		2,480,090	4,018,005	6,498,095
	1 基 金 積 立 金	2,480,090	4,018,005	6,498,095
歳 出	合 計	105,217,695	2,156,305	107,374,000

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 清掃費	1 清掃費	焼却技術管理 (有明清掃工場排ガス分析計更新工事)	34,400
3 清掃費	1 清掃費	焼却技術管理 (練馬清掃工場排ガス分析計更新工事)	55,900
3 清掃費	1 清掃費	焼却施設管理 (中央清掃工場発電機制御盤整備工事)	5,600
3 清掃費	1 清掃費	焼却施設管理 (港清掃工場プログラマブルロジックコントローラ整備工事)	46,200
3 清掃費	1 清掃費	焼却施設管理 (港清掃工場非常用発電機整備工事)	11,000
3 清掃費	1 清掃費	焼却施設管理 (有明清掃工場給じんフィーダ整備工事)	88,000
3 清掃費	1 清掃費	焼却施設管理 (品川清掃工場プログラマブルロジックコントローラ整備工事)	25,500
3 清掃費	1 清掃費	焼却施設管理 (品川清掃工場電気設備整備工事)	12,000
3 清掃費	1 清掃費	焼却施設管理 (足立清掃工場プログラマブルロジックコントローラ整備工事)	21,500

議案第2号

令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

令和8年度東京二十三区清掃一部事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120,307,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

令和8年2月26日提出

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉住 健一

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		56,000,000
	1 分担金	56,000,000
2 使用料及び手数料		14,805,195
	1 使用料	11,054
	2 手数料	14,794,141
3 国庫支出金		11,100,894
	1 国庫補助金	11,099,433
	2 国庫委託金	1,461
4 財産収入		63,210
	1 財産運用収入	49,959
	2 財産売却収入	13,251
5 寄附金		3,423
	1 寄附金	3,423
6 繰入金		8,629,000
	1 基金繰入金	8,629,000
7 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
8 諸収入		10,661,278
	1 延滞金、加算金及び過料	732
	2 預金利子	24,050
	3 有価物売却収入	402,233
	4 雑収入	10,234,263
9 組合債		18,744,000
	1 組合債	18,744,000
歳入	合計	120,307,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 議 会 費		17,544
	1 議 会 費	17,544
2 総 務 費		1,590,349
	1 総 務 管 理 費	1,582,653
	2 監 査 委 員 費	7,696
3 清 掃 費		98,285,848
	1 清 掃 費	52,604,033
	2 施 設 整 備 費	45,681,815
4 職 員 費		12,022,486
	1 職 員 費	12,022,486
5 公 債 費		7,553,523
	1 公 債 費	7,553,523
6 諸 支 出 金		537,250
	1 基 金 積 立 金	537,250
7 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		120,307,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
清掃技術訓練センター (中央清掃工場過熱器テスト管交換工事)	令和8年度～令和9年度	7,260
焼却技術管理 (品川清掃工場排ガス分析計更新工事)	令和9年度	122,859
焼却技術管理 (大田清掃工場排ガス分析計更新工事)	令和9年度	99,688
焼却技術管理 (練馬清掃工場pH計等更新工事)	令和9年度	30,315
焼却施設管理 (中央清掃工場給じんフィーダ整備工事)	令和9年度	59,846
焼却施設管理 (港清掃工場誘引ファン整備工事)	令和9年度	530,466
焼却施設管理 (港清掃工場電気設備整備工事)	令和9年度	22,389
焼却施設管理 (有明清掃工場給じんフィーダ整備工事)	令和9年度	143,616
焼却施設管理 (有明清掃工場プログラマブルロジックコントローラ整備工事)	令和9年度	58,449
焼却施設管理 (品川清掃工場ボイラ水管整備工事)	令和9年度	42,842
焼却施設管理 (品川清掃工場電動弁整備工事)	令和9年度	30,634
焼却施設管理 (千歳清掃工場プラント制御用電算システム整備工事)	令和9年度	529,047
焼却施設管理 (豊島清掃工場高圧進相コンデンサ盤整備工事)	令和9年度	10,402
焼却施設管理 (足立清掃工場逆止弁整備工事)	令和9年度	11,684

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
焼却施設管理 (中防灰溶融施設プラント制御用電算システム整備 工事)	令和9年度	179,024
建物維持管理 (江戸川清掃工場庁舎清掃委託)	令和9年度	6,464
渋谷清掃工場用地取得事業 (物件等損失補償金)	令和9年度	32,962
北清掃工場建設事業 (建替工事)	令和9年度 ～ 令和12年度	6,138,385
板橋清掃工場建設事業 (計画策定調査委託)	令和9年度	9,999
板橋清掃工場建設事業 (環境影響評価調査計画書作成委託)	令和9年度	2,342
渋谷清掃工場延命化事業 (プラント設備更新工事)	令和9年度 ～ 令和10年度	4,510,385
渋谷清掃工場延命化事業 (循環ファン等更新工事)	令和9年度	103,393
渋谷清掃工場延命化事業 (蒸気タービン発電機整備工事)	令和9年度 ～ 令和10年度	96,995
計		12,779,446

第3表 組合債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
江戸川清掃工場建設事業	9,055,000	証券借入、または証券発行の方法により起債する。証券発行の場合は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面価格を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とする。 金融の事情その他の都合により、起債額の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。	年5.0%以内	起債のときより据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、融資条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還することもある。			
北清掃工場建設事業	1,476,000						
新江東清掃工場延命化事業	3,929,000						
渋谷清掃工場延命化事業	317,000						
中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	3,967,000						
計	18,744,000						

五 については、十二月二十二日とする。

(1) 令和八年四月から令和九年二月までの当該区に係る各月分の納付額は、第三号に掲げる額と同一の額とする。

(2) 令和九年三月分の当該区に係る納付額は、当該区の納付額から、令和八年四月の端数を切り捨てた額（それぞれ千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を除いて得た額とする。

六 月から令和九年二月分までの各月の納付額の算定は、当該区の中欄に掲げる字句を、定額と同表の次の表の上欄に掲げる字句に読み替えた値をもって算定した額との差額を調整する。

持込手数料	令和八年度当初予算	令和八年度決算
ごみ量	令和六年度	令和八年度

(提案理由)
 三区東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金を定める必要があるため、本案を提出します。

踏まえ、旅費の種目を改定するため、本案を提出します。

議案第五号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月二十六日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
号の一部分を次のように改正する。
第六條第四項中「四号給」の下に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級であるものにあっては、零号給）を加える。」を
務を「第二十六條第一項中「勤務した」を「勤務した」に、「勤務しなかつた」を「勤
後十時から翌日の」に改め、「勤務した」を「勤務した」以外の日の午前零時から」を「午
間を除く。」を加え、「勤務した」を「勤務した」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間等）を考慮し
以外の部分中「定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間等）を考慮し
て組合規則で定める勤務にあっては、その額に百分の百五十を乗じて得た額」を加
え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して組合規則で定める勤務に
あつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	242,300	301,200	341,100	373,300	453,500	
	42	243,400	302,500	342,800	375,200	454,000	
	43	244,600	303,800	344,500	377,100	454,500	
	44	245,800	305,100	346,200	378,900	455,100	
	45	247,100	306,400	347,800	380,700	455,700	
	46	248,200	307,600	349,400	382,500	456,300	
	47	249,300	308,900	351,000	384,300	456,900	
	48	250,500	310,100	352,700	386,100	457,300	
	49	251,800	311,400	354,400	387,900	457,800	
	50	252,900	312,700	356,000	389,700	458,300	
	51	254,000	313,900	357,600	391,600	458,800	
	52	255,200	315,100	359,200	393,300	459,300	
	53	256,400	316,300	360,900	395,000	459,800	
	54	257,500	317,500	362,500	396,700	460,300	
	55	258,600	318,700	364,200	398,400	460,700	
	56	259,800	319,900	365,800	399,900	461,200	
	57	261,000	321,100	367,300	401,400	461,700	
	58	262,100	322,300	368,900	402,900	462,200	
	59	263,200	323,400	370,400	404,400	462,700	
	60	264,300	324,600	371,900	405,900	463,200	
	61	265,400	325,800	373,500	407,300	463,600	
	62	266,500	327,000	375,100	408,600	464,100	
	63	267,600	328,200	376,600	409,900	464,600	
	64	268,700	329,400	378,100	411,100	465,100	
	65	269,800	330,500	379,600	412,200	465,600	
	66	270,900	331,700	381,100	413,200	466,100	
	67	272,000	332,900	382,600	414,200	466,600	
	68	273,100	334,100	384,000	415,200	467,100	
	69	274,200	335,200	385,400	416,200	467,600	
	70	275,300	336,400	386,700	417,000	468,100	
	71	276,400	337,600	388,000	417,900	468,600	
	72	277,500	338,700	389,200	418,700	469,100	
73	278,600	339,900	390,300	419,500	469,600		
74	279,700	341,000	391,300	420,200	470,100		
75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600		
76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100		
77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600		
78	284,100	345,100	395,100	422,900			
79	285,200	346,000	396,000	423,600			
80	286,300	346,900	396,700	424,200			

別表第一（第五条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300	
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400	
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500	
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600	
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500	
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400	
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200	
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000	
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600	
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100	
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400	
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700	
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100	
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300	
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300	
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400	
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500	
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500	
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400	
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200	
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000	
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800	
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600	
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300	
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000	
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800	
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500	
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100	
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800	
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400	
40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	322,700	367,000	416,500	441,800		
	122	323,100		416,900	442,200		
	123	323,500		417,300	442,600		
	124	323,900		417,700	443,000		
	125	324,300		418,100	443,400		
	126	324,600		418,500	443,800		
	127	325,000		418,900	444,200		
	128	325,400		419,300	444,600		
	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
	139	329,200					
	140	329,500					
141	329,800						
142	330,100						
143	330,400						
144	330,700						
145	331,000						
146	331,300						
147	331,600						
148	331,900						
149	332,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	287,300	347,600	397,500	424,800		
	82	288,400	348,400	398,300	425,300		
	83	289,500	349,100	399,000	425,800		
	84	290,500	349,800	399,600	426,300		
	85	291,600	350,300	400,300	426,800		
	86	292,700	350,900	400,900	427,200		
	87	293,800	351,500	401,500	427,700		
	88	294,800	352,000	402,000	428,200		
	89	295,900	352,600	402,500	428,600		
	90	297,000	353,200	403,000	429,100		
	91	298,000	353,800	403,500	429,600		
	92	299,100	354,300	404,000	430,000		
	93	300,200	354,800	404,500	430,400		
	94	301,300	355,300	405,000	430,900		
	95	302,400	355,800	405,500	431,400		
	96	303,400	356,300	406,000	431,800		
	97	304,400	356,800	406,400	432,200		
	98	305,500	357,200	406,800	432,600		
	99	306,600	357,700	407,300	433,000		
	100	307,700	358,200	407,800	433,400		
	101	308,600	358,700	408,300	433,800		
	102	309,600	359,100	408,800	434,200		
	103	310,600	359,600	409,300	434,600		
	104	311,500	360,100	409,700	435,000		
	105	312,400	360,600	410,100	435,400		
	106	313,300	361,000	410,500	435,800		
	107	314,200	361,400	410,900	436,200		
	108	315,100	361,800	411,300	436,600		
	109	315,900	362,200	411,700	437,000		
	110	316,700	362,600	412,100	437,400		
	111	317,400	363,000	412,500	437,800		
	112	318,100	363,400	412,900	438,200		
	113	318,700	363,800	413,300	438,600		
	114	319,400	364,200	413,700	439,000		
	115	320,000	364,600	414,100	439,400		
	116	320,600	365,000	414,500	439,800		
117	321,100	365,400	414,900	440,200			
118	321,600	365,800	415,300	440,600			
119	322,000	366,200	415,700	441,000			
120	322,400	366,600	416,100	441,400			

	41	221,300	296,000	333,700	380,800
	42	222,400	297,000	334,600	382,100
	43	223,500	298,000	335,500	383,400
	44	224,600	299,000	336,300	384,700
	45	225,700	300,000	337,100	386,000
	46	226,800	301,000	337,900	387,100
	47	227,900	302,000	338,700	388,200
	48	229,000	303,000	339,500	389,300
	49	230,100	303,900	340,300	390,300
	50	231,200	304,800	341,100	391,300
	51	232,300	305,700	341,900	392,300
	52	233,400	306,600	342,700	393,300
	53	234,400	307,500	343,400	394,300
	54	235,400	308,400	344,100	395,300
	55	236,400	309,300	344,800	396,300
	56	237,400	310,200	345,500	397,300
	57	238,400	311,100	346,200	398,300
	58	239,400	312,000	346,900	399,100
	59	240,400	312,700	347,500	399,900
	60	241,400	313,400	348,100	400,700
	61	242,400	314,100	348,700	401,500
	62	243,400	314,800	349,300	402,300
	63	244,400	315,500	349,900	403,100
	64	245,400	316,100	350,500	403,900
	65	246,400	316,700	351,100	404,500
	66	247,400	317,300	351,700	405,100
	67	248,400	317,900	352,300	405,700
	68	249,400	318,500	352,900	406,300
	69	250,400	319,000	353,500	406,900
	70	251,400	319,500	354,100	407,500
	71	252,400	320,000	354,700	408,100
	72	253,400	320,500	355,200	408,700
	73	254,400	321,000	355,700	409,100
	74	255,400	321,500	356,200	409,400
	75	256,400	322,000	356,700	409,700
	76	257,400	322,500	357,200	410,000
	77	258,400	323,000	357,700	410,300
	78	259,400	323,500	358,200	410,600
	79	260,400	324,000	358,700	410,900
	80	261,400	324,500	359,200	411,200

別表第二（第五条関係）

行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
	号	給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
定年前 再任 用短 時間 勤務 職員 以外 の 職員			円		円		円		円	
	1		181,100		242,900		278,000		310,100	
	2		182,000		245,000		280,200		312,500	
	3		182,900		247,100		282,400		314,900	
	4		183,800		249,200		284,700		317,300	
	5		184,700		251,400		287,000		319,600	
	6		185,600		253,100		288,800		321,900	
	7		186,500		254,800		290,600		324,000	
	8		187,400		256,500		292,400		326,100	
	9		188,300		258,000		294,200		328,200	
	10		189,200		259,500		295,800		330,300	
	11		190,100		260,800		297,400		332,400	
	12		191,000		262,100		299,000		334,500	
	13		191,900		263,400		300,600		336,400	
	14		192,800		264,700		302,100		338,300	
	15		193,700		266,000		303,600		340,200	
	16		194,600		267,300		305,000		342,100	
	17		195,500		268,600		306,400		344,000	
	18		196,400		269,900		307,800		345,900	
	19		197,300		271,200		309,200		347,600	
	20		198,200		272,400		310,500		349,300	
	21		199,300		273,600		311,800		351,000	
	22		200,400		274,800		313,100		352,700	
	23		201,500		276,000		314,400		354,400	
	24		202,600		277,200		315,600		356,100	
	25		203,700		278,400		316,800		357,600	
	26		204,800		279,600		318,000		359,100	
	27		205,900		280,800		319,200		360,600	
	28		207,000		282,000		320,400		362,100	
	29		208,100		283,100		321,600		363,600	
	30		209,200		284,200		322,700		365,100	
	31		210,300		285,300		323,800		366,600	
	32		211,400		286,400		324,900		368,100	
	33		212,500		287,500		325,900		369,600	
	34		213,600		288,600		326,900		371,100	
	35		214,700		289,700		327,900		372,600	
	36		215,800		290,800		328,900		374,100	
	37		216,900		291,900		329,900		375,600	
	38		218,000		293,000		330,900		376,900	
	39		219,100		294,000		331,900		378,200	
40		220,200		295,000		332,800		379,500		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	300,400	337,300	373,500	
	122	301,100	337,500	373,800	
	123	301,800	337,700	374,100	
	124	302,500	337,900	374,400	
	125	303,200	338,100	374,700	
	126	303,900	338,300	375,000	
	127	304,600	338,500	375,300	
	128	305,300	338,700	375,600	
	129	306,000	338,900	375,900	
	130	306,600	339,100	376,200	
	131	307,200	339,300	376,500	
	132	307,800	339,500	376,800	
	133	308,400	339,700	377,100	
	134	309,000	339,900	377,400	
	135	309,600	340,100	377,700	
	136	310,200	340,300	378,000	
	137	310,800	340,500	378,300	
	138	311,400	340,700	378,600	
	139	312,000	340,900	378,900	
	140	312,400	341,100	379,200	
	141	312,800	341,300	379,500	
	142	313,200	341,500	379,800	
	143	313,600	341,700	380,100	
	144	314,000	341,900		
	145	314,400	342,100		
	146	314,800			
	147	315,200			
	148	315,600			
	149	316,000			
	150	316,400			
	151	316,800			
	152	317,200			
153	317,600				
154	318,000				
155	318,300				
156	318,600				
157	318,900				
158	319,200				
159	319,500				
160	319,800				
161	320,100				
162	320,400				
163	320,700				
164	321,000				
165	321,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で管理者が定めるものに適用する。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	262,400	325,000	359,700	411,500
	82	263,400	325,500	360,200	411,800
	83	264,400	325,900	360,700	412,100
	84	265,400	326,300	361,200	412,400
	85	266,400	326,700	361,700	412,700
	86	267,400	327,100	362,100	413,000
	87	268,400	327,500	362,500	413,300
	88	269,400	327,900	362,900	413,600
	89	270,400	328,300	363,300	413,900
	90	271,400	328,700	363,700	414,200
	91	272,400	329,100	364,100	414,500
	92	273,400	329,500	364,500	414,800
	93	274,400	329,900	364,900	415,100
	94	275,400	330,300	365,300	415,400
	95	276,400	330,700	365,700	
	96	277,400	331,000	366,000	
	97	278,400	331,300	366,300	
	98	279,400	331,600	366,600	
	99	280,400	331,900	366,900	
	100	281,400	332,200	367,200	
	101	282,400	332,500	367,500	
	102	283,400	332,800	367,800	
	103	284,400	333,100	368,100	
	104	285,400	333,400	368,400	
	105	286,400	333,700	368,700	
	106	287,400	334,000	369,000	
	107	288,400	334,300	369,300	
	108	289,300	334,600	369,600	
	109	290,200	334,900	369,900	
	110	291,100	335,100	370,200	
	111	292,000	335,300	370,500	
	112	292,900	335,500	370,800	
113	293,800	335,700	371,100		
114	294,700	335,900	371,400		
115	295,600	336,100	371,700		
116	296,500	336,300	372,000		
117	297,400	336,500	372,300		
118	298,300	336,700	372,600		
119	299,000	336,900	372,900		
120	299,700	337,100	373,200		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

41	243,900	301,300	341,100	373,300	453,500
42	244,800	302,500	342,800	375,200	454,000
43	245,800	303,800	344,500	377,100	454,500
44	246,800	305,100	346,200	378,900	455,100
45	247,700	306,500	347,800	380,700	455,700
46	248,900	307,700	349,400	382,500	456,300
47	250,100	309,000	351,000	384,300	456,900
48	251,300	310,200	352,700	386,100	457,300
49	252,700	311,500	354,400	387,900	457,800
50	254,000	312,800	356,000	389,700	458,300
51	255,200	314,000	357,600	391,600	458,800
52	256,400	315,200	359,200	393,300	459,300
53	257,600	316,400	360,900	395,000	459,800
54	258,800	317,500	362,500	396,700	460,300
55	259,800	318,700	364,200	398,400	460,700
56	261,000	319,900	365,800	399,900	461,200
57	262,100	321,100	367,300	401,400	461,700
58	263,300	322,300	368,900	402,900	462,200
59	264,400	323,400	370,400	404,400	462,700
60	265,400	324,600	371,900	405,900	463,200
61	266,400	325,800	373,500	407,300	463,600
62	267,600	327,000	375,100	408,600	464,100
63	268,600	328,200	376,600	409,900	464,600
64	269,600	329,400	378,100	411,100	465,100
65	270,700	330,500	379,600	412,200	465,600
66	271,900	331,700	381,100	413,200	466,100
67	272,900	332,900	382,600	414,200	466,600
68	274,000	334,100	384,000	415,200	467,100
69	275,000	335,200	385,400	416,200	467,600
70	276,100	336,400	386,700	417,000	468,100
71	277,100	337,600	388,000	417,900	468,600
72	278,200	338,700	389,200	418,700	469,100
73	279,300	339,900	390,300	419,500	469,600
74	280,500	341,000	391,300	420,200	470,100
75	281,500	342,100	392,300	420,900	470,600
76	282,600	343,100	393,200	421,600	471,100
77	283,600	344,100	394,200	422,300	471,600
78	284,800	345,100	395,100	422,900	472,100
79	285,900	346,000	396,000	423,600	472,600
80	286,900	346,900	396,700	424,200	473,100

別表第四（第五条関係）
医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	401,500
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	444,400
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	445,200
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	446,000
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	446,800
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	447,600
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	448,300
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	449,000
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	449,800
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	450,500
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	451,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	451,800
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	452,400
	40	242,900	299,900	339,400	371,400	453,000

121	322,700		416,500		
122	323,100		416,900		
123	323,500		417,300		
124	323,900		417,700		
125	324,300		418,100		
126	324,600		418,500		
127	325,000		418,900		
128	325,400		419,300		
129	325,800		419,700		
130	326,200		420,100		
131	326,600		420,500		
132	327,000		420,900		
133	327,300		421,300		
134	327,700				
135	328,000				
136	328,300				
137	328,600				
138	328,900				
139	329,200				
140	329,500				
141	329,800				
142	330,100				
143	330,400				
144	330,700				
145	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、組合に勤務する栄養士その他の職員で管理者が定めるものに適用する。

81	287,800	347,600	397,500	424,800	
82	288,800	348,400	398,300	425,300	
83	289,800	349,100	399,000	425,800	
84	290,800	349,800	399,600	426,300	
85	292,000	350,300	400,300	426,800	
86	293,100	350,900	400,900	427,200	
87	294,100	351,500	401,500	427,700	
88	295,100	352,000	402,000	428,200	
89	296,200	352,600	402,500	428,600	
90	297,300	353,200	403,000	429,100	
91	298,200	353,800	403,500	429,600	
92	299,300	354,300	404,000	430,000	
93	300,400	354,800	404,500	430,400	
94	301,500	355,300	405,000	430,900	
95	302,500	355,800	405,500	431,400	
96	303,500	356,300	406,000	431,800	
97	304,500	356,800	406,400	432,200	
98	305,600	357,200	406,800	432,600	
99	306,700	357,700	407,300	433,000	
100	307,700	358,200	407,800	433,400	
101	308,600	358,700	408,300	433,800	
102	309,600	359,100	408,800	434,200	
103	310,600	359,600	409,300	434,600	
104	311,500	360,100	409,700	435,000	
105	312,400	360,600	410,100	435,400	
106	313,300	361,000	410,500	435,800	
107	314,200	361,400	410,900	436,200	
108	315,100	361,800	411,300	436,600	
109	315,900	362,200	411,700	437,000	
110	316,700	362,600	412,100	437,400	
111	317,400	363,000	412,500	437,800	
112	318,100	363,400	412,900	438,200	
113	318,700	363,800	413,300	438,600	
114	319,400	364,200	413,700	439,000	
115	320,000	364,600	414,100	439,400	
116	320,600	365,000	414,500	439,800	
117	321,100	365,400	414,900	440,200	
118	321,600		415,300		
119	322,000		415,700		
120	322,400		416,100		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

41	248,700	301,900	341,200	373,500	453,500
42	249,700	303,200	342,800	375,400	454,000
43	250,700	304,400	344,500	377,200	454,500
44	251,900	305,700	346,200	378,900	455,100
45	253,100	306,900	347,900	380,700	455,700
46	254,500	308,100	349,400	382,500	456,300
47	255,900	309,300	351,000	384,300	456,900
48	257,200	310,400	352,700	386,100	457,300
49	258,300	311,700	354,400	387,900	457,800
50	259,600	312,900	356,000	389,700	458,300
51	260,600	314,100	357,600	391,600	458,800
52	261,800	315,300	359,200	393,300	459,300
53	262,800	316,400	360,900	395,000	459,800
54	264,100	317,600	362,500	396,700	460,300
55	265,300	318,700	364,200	398,400	460,700
56	266,200	319,900	365,800	399,900	461,200
57	267,100	321,100	367,300	401,400	461,700
58	268,400	322,300	368,900	402,900	462,200
59	269,500	323,400	370,400	404,400	462,700
60	270,400	324,600	371,900	405,900	463,200
61	271,400	325,800	373,500	407,300	463,600
62	272,500	327,000	375,100	408,600	464,100
63	273,500	328,200	376,600	409,900	464,600
64	274,600	329,400	378,100	411,100	465,100
65	275,700	330,500	379,600	412,200	465,600
66	276,800	331,700	381,100	413,200	466,100
67	277,900	332,900	382,600	414,200	466,600
68	278,900	334,100	384,000	415,200	467,100
69	280,000	335,200	385,400	416,200	467,600
70	280,900	336,400	386,700	417,000	468,100
71	281,900	337,600	388,000	417,900	468,600
72	283,100	338,700	389,200	418,700	469,100
73	284,300	339,900	390,300	419,500	469,600
74	285,300	341,000	391,300	420,200	470,100
75	286,200	342,100	392,300	420,900	470,600
76	287,300	343,100	393,200	421,600	471,100
77	288,500	344,100	394,200	422,300	471,600
78	289,400	345,100	395,100	422,900	
79	290,400	346,000	396,000	423,600	
80	291,500	346,900	396,700	424,200	

別表第五（第五条関係）
医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	208,100	250,800	270,400	293,100	396,800
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	399,300
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	401,500
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	403,800
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	406,100
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	408,400
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	410,700
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	412,900
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	415,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	417,300
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	419,400
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	421,500
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	423,600
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	425,500
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	427,400
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	429,200
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	431,000
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	432,600
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	434,100
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	435,400
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	436,700
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	438,100
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	439,300
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	440,300
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	441,400
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	442,500
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	443,500
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	444,400
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	445,200
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	446,000
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	446,800
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	447,600
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	448,300
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	449,000
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	449,800
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	450,500
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	451,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	451,800
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	452,400
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	453,000

	121	324,300		416,500		
	122	324,600		416,900		
	123	325,000		417,300		
	124	325,400		417,700		
	125	325,800		418,100		
	126	326,200		418,500		
	127	326,600		418,900		
	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
	135	329,200				
	136	329,500				
	137	329,800				
	138	330,100				
	139	330,400				
	140	330,700				
	141	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、組合に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で管理者が定めるものに適用する。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員 以外 の職 員	81	292,600	347,600	397,500	424,800	
	82	293,600	348,400	398,300	425,300	
	83	294,500	349,100	399,000	425,800	
	84	295,600	349,800	399,600	426,300	
	85	296,700	350,300	400,300	426,800	
	86	297,700	350,900	400,900	427,200	
	87	298,700	351,500	401,500	427,700	
	88	299,800	352,000	402,000	428,200	
	89	300,800	352,600	402,500	428,600	
	90	301,700	353,200	403,000	429,100	
	91	302,700	353,800	403,500	429,600	
	92	303,700	354,300	404,000	430,000	
	93	304,700	354,800	404,500	430,400	
	94	305,700	355,300	405,000	430,900	
	95	306,700	355,800	405,500	431,400	
	96	307,700	356,300	406,000	431,800	
	97	308,600	356,800	406,400	432,200	
	98	309,600	357,200	406,800	432,600	
	99	310,600	357,700	407,300	433,000	
	100	311,500	358,200	407,800	433,400	
101	312,400	358,700	408,300	433,800		
102	313,300	359,100	408,800	434,200		
103	314,200	359,600	409,300	434,600		
104	315,100	360,100	409,700	435,000		
105	315,900	360,600	410,100	435,400		
106	316,700	361,000	410,500	435,800		
107	317,400	361,400	410,900	436,200		
108	318,100	361,800	411,300	436,600		
109	318,700	362,200	411,700	437,000		
110	319,400	362,600	412,100	437,400		
111	320,000	363,000	412,500	437,800		
112	320,600	363,400	412,900	438,200		
113	321,100	363,800	413,300	438,600		
114	321,600	364,200	413,700	439,000		
115	322,000	364,600	414,100	439,400		
116	322,400	365,000	414,500	439,800		
117	322,700	365,400	414,900	440,200		
118	323,100		415,300			
119	323,500		415,700			
120	323,900		416,100			

- 8 (委任) 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項
- 7 施行日及び特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の適用は、施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、
- 6 (施行日) 施行日と同日に昇格、降格、昇給又は転職等をする場合の号給決定は、別表第二による切替えを行つた後の号給を基礎として行うものとする。
- 5 (復職等の日) 復職等の日における号給調整の特例は、(東京二十三区清掃一部事務組合職員)の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(平成十二年規則第二十六号)第三十一条の規定による休業中、結核休業中、配偶者同行休業中、育児休業中又は停職中をいう。以下、休業の終了した日の翌日又は再び勤務するに至つた日(以下「復職の日」という。)における号給は、施行日に復職等をしていなければ決定されていた号給に調整する。
- 4 (号給) 第一に掲げる行政職給料表(一)及び別表第五に掲げる医療職給料表(三)の適用表第一に掲げる行政職給料表(二)及び別表第二に掲げる医療職給料表(二)の適用表第四に掲げる職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が別表第一に掲げられている職員であつてその者が属していた職務の級が別表第一に掲げられている職員の新号給に異動した場合は、その者が施行日において当該異動又は当該職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものとした職員の号給とする。
- 3 (号給の切替え) 第一に掲げる行政職給料表(一)及び別表第五に掲げる医療職給料表(三)の適用表第一に掲げる行政職給料表(二)及び別表第二に掲げる医療職給料表(二)の適用表第四に掲げる職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が別表第一に掲げられている職員の新号給に異動した場合は、その者が施行日において当該異動又は当該職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものとした職員の号給とする。
- 2 (この条例による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合職員給与に関する条例) 以下の改正後の東京二十三区清掃一部事務組合職員給与に関する条例に「別表第二に掲げる行政職給料表(二)」の適用に「以下「新級」という。」は、旧級の職務の級とすることを定める職務の級とする。
- 1 (施行期日) (この条例は、令和八年四月一日から施行する。

附則別表第一（附則第二項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級

9
 は、管理者が定める。
 一（東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の
 改正）
 成 三十三年二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の
 附 則 第五項から第七項までを次のように改める。
 附 則 第十六項までを三項ずつ繰り上げる。
 附 則 第十七項中「第八項」を「第五項」に改め、同項を附則第十四項とする。

54	22	4
55	23	4
56	24	4
57	25	4
58	26	4
59	27	4
60	28	4
61	29	4
62	30	5
63	31	5
64	32	5
65	33	5
66	34	5
67	35	5
68	36	5
69	37	5
70	38	5
71	39	5
72	40	5
73	41	6
74	42	6
75	43	6
76	44	6
77	45	6
78	46	6
79	47	6
80	48	6
81	49	6
82	50	6
83	51	6
84	52	7
85	53	7
86	54	7
87	55	7
88	56	7
89	57	7
90	58	
91	59	
92	60	
93	61	
94	62	
95	63	
96	64	
97	65	
98	66	
99	67	
100	68	
101	69	
102	70	
103	71	
104	72	
105	73	
106	74	
107	75	
108	76	
109	77	

附則別表第二（附則第三項関係）

号給の切替表

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級	
	5級	6級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	2	1
35	3	1
36	4	1
37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1
41	9	2
42	10	2
43	11	2
44	12	2
45	13	2
46	14	2
47	15	3
48	16	3
49	17	3
50	18	3
51	19	3
52	20	3
53	21	3

55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28
59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34
69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42
85	78	72	67	42
86	79	72	68	42
87	80	73	68	43
88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46
100	93	79	77	47
101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48
105	98	83	80	48
106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49
111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51

ロ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4
32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10
40	38	35	25	11
41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15
44	42	37	29	17
45	43	38	30	17
46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19
49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22
53	50	46	41	24
54	51	47	43	25

ハ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級 5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23

115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	
129	116	101	103	
130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	
134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

二 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級 5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23

56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

（提案理由）
 から、令和七年特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与等を改定する必要があること
 から、本案を提出します。

56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

議案第六号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月二十六日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉 住 健 一

東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第七条」に、「第二章 内国旅行の旅費(第十四条―第二
十八条)」を「第二章 旅費の種目及び内容(第八条―第二十五条)」に、「第四
章」を「第三章」に、「第三十九条―第四十一条」を「第二十六条―第三十二条」に
改める。

2 第一条に次の一項を加える。
外国旅行の赴任旅費については、国家公務員の例に準じ、任命権者がその都度管
理者と協議して定める。
第二条第一項第三号中「職員については、その住所又は居所。」を「場合又は任命

権者若しくは任命権者の委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める
場合、若しくはその住所、居所その他旅行命令権者が認める場所に改め、同項第五号中
「若しくはその扶養親族」を削り、同項第六号中「扶養親族」を「家族」に改め、「含
む。」の下に「以下同じ。」を加え、「主として職員の収入によつて生計を維持して
いる」を「職員と生計を一にする」に改め、同項第七号中「(届出をしないが職員の
死亡当時事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)(又は職員の死亡当時パ
ートナースhip関係の相手方であつた者)」を「又はパートナースhip関係の相手方に
改め、同条第二項を削り、同条第三項中「組合規則」を「別表」に改め、同項を同条
第二項とする。
第三条第五項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることがで
きる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)(が、その出発前に第
四条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において」を「
次条第三項の規定する旅行命令等の変更(取消しを含む。第二十三条を除き、以下同
じ。)(を受け、又は死亡した場合その他任命権者が定める場合又は支出を要する金額で
るときは、当該金額」を削り、「なつた金額」を「なる金額又は支出を要する金額で
任命権者が定めるもの」に改め、同条第六項中「交通機関の事故又は」を削り、「や
むを得ない」を「任命権者が定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」
に改める。
第四条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に、「任命権者又は
任命権者の委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)(を「旅行命令権者」
に改め、同条第三項中「を」を「変更(取消しを含む。以下同じ。)(する」を「の変更をす
る」に改め、同条第四項中「よつてこれを」を「任命権者が定める事項の記載又は記
録をし、当該事項をその旅行者に通知」に、「よる」を「当該事項の記載又は記録を
する」に改める。

転料」を「その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十二条 外国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

第十三条 第一項中「鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）の急行料金、寝台料金は、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれ、範囲内の実費額による。」を「鉄道賃は、鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第二条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用へ第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために掲げる費用は、第一号に掲げる額の合計額とする。」に改め、同項各号を次のように改める。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

七 前項第二号に掲げる運賃の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級）の等級に相当する額とする。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、「本条において」を削る。

第六条を削る。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次に定める種目及び内容に基づき」を加え、同条を第六条とする。

第八条の見出し中「及び精算」を「手続」に改め、同条第一項中「精算書」の下に「（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下本条において同じ。）」を加え、同条を第七条とする。

第十四条各号列記以外の部分中「次」の下に「の各号」を加え、同条第一号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「次に規定する宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号とし、同条第四号中「別表第一の路程に同じた移転額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の範囲内における実費額の移転料」を「転居費」に改め、同条第三号とし、同条を第十条とし、第二章中同条の前に次の二条を加える。

第八章 旅費の種目

第九条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

第十条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。

副管理者 評議会の 構成員	額に相当する額	政令及び財務省令の規定により指定職職員等に支給される
---------------------	---------	----------------------------

6 (東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 成 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の出頭した者及び公聴会に参加し
 扶養親族移転料、渡航手数料、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、
 当、転居費、着後滞在費、家族転費、渡航雑費に改める。
 (東京二十三区清掃一部事務組合非常勤監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
 の一部改正)
 7 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
 (平成十二年条例第二十五号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項中「種類」を「種類」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓
 料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」
 に改める。
 8 (東京二十三区清掃一部事務組合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条
 例の一部改正)
 例 東京二十三区清掃一部事務組合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条
 例(平成十二年条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
 第四条第三項中「種類」を「種類」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓
 料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」

9 (東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 た者の実費弁償に関する条例の一部改正)
 正する。
 卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第四
 項ただし書を削る。
 (東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 10 附則第四項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日
 以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の
 例による。
 一 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に
 一 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
 二 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
 三 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
 四 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤監査委員の報酬及び費用弁償に関する条
 五 東京二十三区清掃一部事務組合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する
 六 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤監査委員の報酬及び費用弁償に関する条
 した者の実費弁償に関する条例

(提案理由)
国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の改正を踏まえ、
旅費の種目及び支給額等を改定する必要があるため、本案を提出します。

議案第七号

財産（土地及び建物）の取得について

右の議案を提出する。

令和八年二月二十六日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

一 次の財産（土地及び建物）の取得について

取得の目的 都市計画に基づき、渋谷清掃工場建設事業用地（緩衝緑地及び資

二 取得する財産

(1) 土地 渋谷区東一丁目三十一番十九号

(2) 建物 渋谷区東一丁目三十一番十九号のうち二九・

ウイア 八平方メートル相当

マシ ヨン 渋谷並木橋

二戸 二〇〇・六四平方メートルのうち一

ウイア 八平方メートル相当



三 取得の相手方 別紙のとおり

四 取得金額 一億八千四百三十五万六千六百二十四円

五 取得方法 随意契約

（提案理由）
 渋谷清掃工場建設事業用地（緩衝緑地及び資材置場）として、財産（土地及び建物）を取得する必要があるため、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成十二年条例第三十八号）第三条の規定により、本案を提出します。

別紙

契約の内訳	一	二
取得の相手方		
取得する財産	居宅 一戸 (1) 土地(持分) 十六・〇九平方メートル相当 (2) 建物(専有部及び共用部持分) 六十六・一八平方メートル相当	居宅 一戸 (1) 土地(持分) 十二・九九平方メートル相当 (2) 建物(専有部及び共用部持分) 五十三・四二平方メートル相当
取得金額	土地代金 七千六百五十三万六千九百円 建物代金 千九百二十三万七千八百十円 その他補償金 五百七十二万二千三百二十七円	土地代金 六千二百三十九万六千六百元 建物代金 千五百五十六万六千三百三十二円 その他補償金 四百九十万三千三百五十五円

議案第八号

和解について

右の議案を提出する。

令和八年二月二十六日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

和解について
東京電力ホールディングス株式会社に対する賠償請求（令和五年度分）に係る賠償金の額について、次のとおり和解したいので、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定により議会の議決を求めらる。

当事者

甲 東京都千代田区飯田橋三丁目五番一号
乙 東京都千代田区清掃一部事務組合
東京電力ホールディングス株式会社

二

和解の内容
乙は、平成二十三年三月十一日に発生した乙の福島第一原子力発電所の事故による甲の廃棄物処理事業に係る損害に関し、甲がその損害賠償として請求した賠償金千三百四十五万二千二百二十円のうち、千三百三十九万六千二十円を甲に支払

三

う（内訳は別紙のとおり）。
事案の概要
平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に伴う乙の福島第一原子力発電所の事故起因して甲が実施した放射能対策の経費（令和五年度分）について、甲が被った損害の賠償として乙に請求したことに対し、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「原子力損害の範囲の判定等に関する指針」を踏まえて乙が策定した「賠償の具体的な算定基準」に基づき、乙から賠償金の額の提示があつたので、これに合意するものである。

（提案理由）

和解することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出します。

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
 この条例の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行い、同日以後に締結する工事又は製造の請負の契約については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東京二十三区清掃一部事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二條の規定に基づき議決を経て締結している工事又は製造の請負の契約で当該契約の内容を変更するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

改定する必要があるため、本案を提出します。

鑑み、議決に付すべき契約の予定価格を

令和8年第1回定例会
東京二十三区清掃一部事務組合議会会議録

令和8年3月 発行

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館20階
電話 03(5210)9730

印 刷 物 登 録
令和7年度 第146号

この冊子は再生紙を使用しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。